

(例) 地域貢献活動に関する協定書

両総土地改良区（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、地域貢献活動に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、農地・水・環境の良好な質的向上を図るため、乙は甲の業務に協力して活動することを目的とする。

（実施箇所）

第2条 実施場所は、両総土地改良区とその都度協議し決定するものとする。

（活動内容）

第3条 活動内容（内容、期間、人員等）については、その都度協議し決定するものとする。

2. ゴミ・草等の処理は甲が行う。ただし乙が単独で実施した場合は乙が行うものとする。

3. 活動中乙の社員が負傷した場合は、乙側の責めとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

2. 前項に規定する期間満了の1ヶ月前までに、甲・乙いずれからも何ら申し出のない場合は、更に1年間協定を更新するものとし、以降についても同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲・乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲・乙が押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 千葉県東金市東金 1163 番地
両 総 土 地 改 良 区
理 事 長

乙